

短期入所利用料金表

個室

令和3年8月1日現在

基準額

第4段階 ご本人及び配偶者が住民税課税、または預貯金額が基準額（単身1,000万・夫婦2,000万）を超える方

介護度	介護サービス費 (2割負担)	食費	居住費	合計 (2割負担)
要支援1	¥476 (¥952) /日	¥1,445 /日	¥1,171 /日	¥3,092 (¥3,568) /日
要支援2	¥585 (¥1,170) /日	¥1,445 /日	¥1,171 /日	¥3,201 (¥3,786) /日
1	¥639 (¥1,278) /日	¥1,445 /日	¥1,171 /日	¥3,255 (¥3,894) /日
2	¥708 (¥1,416) /日	¥1,445 /日	¥1,171 /日	¥3,324 (¥4,032) /日
3	¥780 (¥1,560) /日	¥1,445 /日	¥1,171 /日	¥3,396 (¥4,176) /日
4	¥849 (¥1,698) /日	¥1,445 /日	¥1,171 /日	¥3,465 (¥4,314) /日
5	¥917 (¥1,834) /日	¥1,445 /日	¥1,171 /日	¥3,533 (¥4,450) /日

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方

第3②段階 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金の合計が年間120万以上の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥476 /日	¥1,300 /日	¥820 /日	¥2,596 /日
要支援2	¥585 /日	¥1,300 /日	¥820 /日	¥2,705 /日
1	¥639 /日	¥1,300 /日	¥820 /日	¥2,759 /日
2	¥708 /日	¥1,300 /日	¥820 /日	¥2,828 /日
3	¥780 /日	¥1,300 /日	¥820 /日	¥2,900 /日
4	¥849 /日	¥1,300 /日	¥820 /日	¥2,969 /日
5	¥917 /日	¥1,300 /日	¥820 /日	¥3,037 /日

第3①段階 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金の合計が年間80万以上120万以下の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥476 /日	¥1,000 /日	¥820 /日	¥2,296 /日
要支援2	¥585 /日	¥1,000 /日	¥820 /日	¥2,405 /日
1	¥639 /日	¥1,000 /日	¥820 /日	¥2,459 /日
2	¥708 /日	¥1,000 /日	¥820 /日	¥2,528 /日
3	¥780 /日	¥1,000 /日	¥820 /日	¥2,600 /日
4	¥849 /日	¥1,000 /日	¥820 /日	¥2,669 /日
5	¥917 /日	¥1,000 /日	¥820 /日	¥2,737 /日

第2段階 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金の合計が年間80万以下の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥476 /日	¥600 /日	¥420 /日	¥1,496 /日
要支援2	¥585 /日	¥600 /日	¥420 /日	¥1,605 /日
1	¥639 /日	¥600 /日	¥420 /日	¥1,659 /日
2	¥708 /日	¥600 /日	¥420 /日	¥1,728 /日
3	¥780 /日	¥600 /日	¥420 /日	¥1,800 /日
4	¥849 /日	¥600 /日	¥420 /日	¥1,869 /日
5	¥917 /日	¥600 /日	¥420 /日	¥1,937 /日

第1段階 世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者、または生活保護を受給している方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥476 /日	¥300 /日	¥320 /日	¥1,096 /日
要支援2	¥585 /日	¥300 /日	¥320 /日	¥1,205 /日
1	¥639 /日	¥300 /日	¥320 /日	¥1,259 /日
2	¥708 /日	¥300 /日	¥320 /日	¥1,328 /日
3	¥780 /日	¥300 /日	¥320 /日	¥1,400 /日
4	¥849 /日	¥300 /日	¥320 /日	¥1,469 /日
5	¥917 /日	¥300 /日	¥320 /日	¥1,537 /日

- 「介護サービス費」には、『機能訓練体制加算～12円』『サービス提供体制加算Ⅱ～18円』『夜勤職員配置加算～13円』が含まれます。
- 要支援の方には『夜勤職員配置加算』は含まれません。
- 上記の料金以外に送迎加算片道184円（2割負担の方は368円）が別途加算されます。
- 1か月分の介護サービス費に対して8.3%の額が介護職員処遇改善加算として上乗せされます。（処遇改善加算Ⅰ）
- 1か月分の介護サービス費に対して2.7%の額が介護職員等特定処遇改善加算として上乗せされます。（特定処遇改善加算Ⅱ）
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として基本報酬に0.1%上乗せされます。（令和3年9月末まで）
- 食費は、朝食365円・昼食598円・夕食482円と1食ごとの単価となります。
- 療養食加算は1日3食を限度とし、1食あたり、8単位が加算されます。

お問い合わせ

〒068-1195 石狩郡新篠津村第45線北12番地

TEL 0126-57-2730
FAX 0126-57-2732

社会福祉法人 新篠津福祉会

特別養護老人ホーム

新篠津福祉園